

# オフィス・ソメヤ通信

2026年5月号 No.167

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7

第3瑞穂ビル 209号室

e-mail info@office-someya.jp

## 「令和8年度の現物給与の価額」が決定

健康保険、船員保険、厚生年金保険及び労働保険においては、現物給与の価額を厚生労働大臣が定めることとされていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするため、食事で支払われる報酬等に係る現物給与の価額が改正されました。

適用は、本年（令和8年）4月1日からとなります。

また、10月1日から住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価格の改正が行われます。

### ◆令和8年4月または10月からの現物給与の価格の改正

(単位:円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8.9.30まで】	【R8.10.1から】
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額（畳一畳につき）	1人1月当たりの住宅の利益の額（総面積1平方メートルにつき）
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530
2 青森	24,300	810	200	280	330	1,040	460
3 岩手	24,600	820	210	290	320	1,110	520
4 宮城	24,600	820	210	290	320	1,520	680
5 秋田	24,600	820	210	290	320	1,110	490
6 山形	25,200	840	210	290	340	1,250	540
7 福島	24,300	810	200	280	330	1,200	540
8 茨城	24,300	810	200	280	330	1,340	600
9 栃木	24,300	810	200	280	330	1,320	590
10 群馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550
11 埼玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840
12 千葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830
13 東京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330
14 神奈川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010
新潟	24,300	810	200	280	330	1,280	550

※赤字が改正箇所となります。

○現物給与として処理している食事・住宅がある企業では、必ずチェックしておく必要があります。お声掛けくだされば、現物給与の価額の一覧表をご用意いたします。

本年10月からの住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の改正の詳細についても、気軽にお尋ねください。

【日本年金機構】 <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.files/2026.pdf>

## 小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアルの周知用リーフレットなどを公表

ストレスチェックは、2015年から労働安全衛生法により労働者数50人以上の事業者に実施が義務付けられており、今般2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）に伴い、今回、厚生労働省より「小規模事業者場ストレスチェック制度実施マニュアル」が作成され、周知用リーフレットとマニュアルが公表されました。

### ◆「小規模事業者場ストレスチェック制度実施マニュアル」の周知用リーフレット

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

## ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）



ストレスは見えません。  
チェックしましょう。

厚生労働省では、労働者数50人未満の事業場においてストレスチェックが円滑に実施されるように、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルを作成されました。

50人未満の事業場においてストレスチェックを実施する際は、本マニュアルを参照することが望まれます。

### ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、本人のストレスへの気づき・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

○リーフレットおよび概要版（スタートガイド）をご確認いただき、ストレスチェックを早めに導入することをご検討ください。ご不明な点がございましたら、お声掛けくだされば、ご案内いたします。

【厚生労働省】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70761.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html)

## 令和 8 年度の雇用保険料率の引下げ

令和 8 年度の雇用保険の保険料率について、次の予定のとおりに決定されています。  
簡単に、被保険者と事業主の負担の内訳を整理しておきます。

### ◆令和 8 年度の雇用保険の保険料率

事業の種類 内 訳	雇用保険率 ①+②	失業等給付・ 育児休業給付の料率		二事業の料率
		①被保険者負担分	②事業主負担分	
一般の事業	13.5/1,000 (14.5/1,000)	5/1,000 (5.5/1,000)	5/1,000 (5.5/1,000)	3.5/1,000 (3.5/1,000)
			計 8.5/1,000 (9/1,000)	
農林水産業※・ 清酒の製造の事業	15.5/1,000 (16.5/1,000)	6/1,000 (6.5/1,000)	6/1,000 (6.5/1,000)	3.5/1,000 (3.5/1,000)
			計 9.5/1,000 (10/1,000)	
建設の事業	16.5/1,000 (17.5/1,000)	6/1,000 (6.5/1,000)	6/1,000 (6.5/1,000)	4.5/1,000 (4.5/1,000)
			計 10.5/1,000 (11/1,000)	

( ) は令和 7 年度の率

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

【厚生労働省】<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

## 編 集 後 記

ゴールデンウィークに突入しました！最大 12 連休取得できる曜日の組み合わせだそうですね。

さて、皆さん、ご予定はいかがでしょうか？

私は、1 日だけゴルフの予定がありますが、給与支給日は変わりませんので、結局は仕事をしていると思われます。途中、美味しいランチや飲みに行ったり、映画を観に行ったりするかもしれませんが…

ここ数年、余白時間が欲しいと言いつつも、ありがたいことではありますが、昨年末からほとんど余白時間はなく、土日や祝日さえも仕事をする日々が続いています。

今年は、三社祭でリフレッシュできたらいいなと思います。